

## [福井県ふくアプリデジタル通貨]利用規約

この[福井県ふくアプリデジタル通貨]利用規約（以下「本規約」といいます。）は、[福井県]（以下「発行者」といいます。）が発行するふくアプリデジタル通貨の利用に関し、発行者と利用者の間の権利義務関係を定めるものです。ふくアプリデジタル通貨を利用する方は、事前に本規約の全文を必ずお読みください。

### 第1条（定義）

1. 本規約では、以下の用語を使用します。
  - (1) 「ウォレット」とは、ふくアプリデジタル通貨の残高を種類別に表示するふくアプリの機能をいいます。
  - (2) 「加盟店」とは、ふくアプリ加盟店のうち、ふくアプリデジタル通貨を使用することができる店舗として発行者が指定するものをいいます。
  - (3) 「対象商品等」とは、加盟店がふくアプリデジタル通貨を使用して代金を弁済することを対価として販売し、貸し渡し、又は提供することが発行者から認められている商品又はサービスをいいます。
  - (4) 「チャージ券」とは、発行者又は発行者が指定する第三者の発行するふくアプリデジタル通貨に交換できる券面又は電磁的記録であって、所定の方法により当該券を使用することで、当該ふくアプリデジタル通貨の残高を追加することのできるものをいいます。ふくアプリデジタル通貨とチャージ券を総称して「ふくアプリデジタル通貨等」といいます。
  - (5) 「ふくアプリ」とは、ふくいのデジタルが運営し提供する、地域通貨決済サービスや地域情報の配信等、複合機能を備えたアプリケーションをいいます。
  - (6) 「ふくアプリ加盟店」とは、ふくアプリを利用した代金の決済を行うことを可能とするための手続を行った事業者をいいます。
  - (7) 「ふくアプリデジタル通貨」とは、発行者が、ふくアプリを通じて、利用者に対して発行する電子マネーであって、利用者が加盟店においてふくアプリデジタル通貨使用取引の決済に使用することができるものであって、別表に定めるものをいいます。
  - (8) 「ふくアプリデジタル通貨使用取引」とは、利用者が、加盟店の運営する店舗において、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はその提供を受ける取引であって、ふくアプ

リデジタル通貨の使用により代金の決済が行われるものをおいいます。

- (9) 「ふくいのデジタル」とは、株式会社ふくいのデジタルをいいます。ただし、その業務を他の者が行うこととなった場合には当該者をいいます。
  - (10) 「本システム」とは、ふくアプリを含むふくアプリデジタル通貨の発行、管理及び利用に関するシステムをいいます。
  - (11) 「MPM方式」とは、Merchant - Presented Modeによる決済方式（静的QRコードを加盟店に設置し、利用者のスマートフォンのアプリケーションでそのQRコードを読み込んで決済処理を行う方式）をいいます。
- ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- (12) 「利用者」とは、本規約の内容に同意のうえふくアプリデジタル通貨の発行を受け、ふくアプリデジタル通貨を利用する個人又は法人をいいます。

## 第2条（ふくアプリデジタル通貨の発行）

1. 発行者からふくアプリデジタル通貨の発行を受けた利用者は、本規約に従って、当該ふくアプリデジタル通貨を利用することができます。
2. 利用者の保有するふくアプリデジタル通貨は、ふくアプリ上のウォレットに残高として記録される形で、発行されます。

## 第2条の2（チャージ券に関する取扱い）

1. 発行者又は発行者が指定する第三者は、ふくアプリデジタル通貨に交換できるチャージ券を発行することができ、別紙「チャージ券に関する取扱い」に定める方法でチャージ券を利用することにより、利用者は、ふくアプリデジタル通貨を取得することができます。
2. 発行者は、チャージ券の紛失、盗難、破損について一切責任を負わず、チャージ券自体及びその利用に起因又は関連し、利用者に損害が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。
3. 利用者は、チャージ券を転売又は換金することはできず、譲り受けたチャージ券を利用することはできません。

## 第3条（ふくアプリデジタル通貨の使用）

1. 利用者は、加盟店において対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はその提供を受けるにあたり、MPM方式により、ふくアプリデジタル通貨を使用してその代金の決済を行うことができ

ます。

2. 利用者は、自己の端末上における決済操作に先立ち、自己の端末上の決済先及び金額の確認画面を十分に確認するものとします。
3. 利用者は、ふくアプリデジタル通貨使用取引の完了後、ふくアプリ上のウォレットに表示される利用残高が正しく表示されていることを確認するものとします。
4. ふくアプリデジタル通貨の利用に要する利用者の携帯電話等の通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。また、通信障害、機器の故障その他の理由により利用者の携帯電話等が本システムに接続できない結果としてふくアプリデジタル通貨の利用ができなかつたとしても、発行者は一切の責任を負いません。

#### 第4条（対象外商品等）

次のいずれかの商品及びサービスは対象商品等に該当しないものとします。

- (1) 商品券、ガソリン券、ビール券、清酒券、図書券、切手、印紙、広く流通するプリペイドカードなどの換金性の高いもの
- (2) ICカード等のいわゆる電子マネー
- (3) 不動産、宝くじ、又は株式、先物などの金融商品
- (4) 通信販売に係る商品又はサービス
- (5) たばこ
- (6) その他、発行者が指定するもの

#### 第5条（ふくアプリデジタル通貨使用取引の取消し等）

利用者は、法令に基づき売買契約の取消し、解除等が認められる場合を除き、加盟店との間で行ったふくアプリデジタル通貨使用取引を取消し、解除等をすることができないものとします。

#### 第6条（有効期間等）

ふくアプリデジタル通貨の有効期間、取得方法、利用可能店舗、利用条件、払戻条件及び他の利用者への移転の可否は、別表に定めるところによります。

#### 第7条（利用者の義務）

1. 利用者は、本サービスの利用に際して、次の各号のいずれかに該当する行為（該当するおそれのある行為を含みます）も行ってはなりません。
  - (1) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
  - (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある行為
  - (3) 反社会的勢力（第8条第1項各号のいずれかに該当する者及び同8条第2項に規定する行為を行う者をいいます。）に対する利益供与その他の協力行為
  - (4) ふくアブリデジタル通貨使用取引の代金の決済以外の目的で、ふくアブリデジタル通貨を保有し、又は現金、財物その他の経済上の利益との交換、譲渡、譲受けその他の利用を行う行為
  - (5) 不正な方法によりふくアブリデジタル通貨等を取得し、又は不正な方法で取得されたふくアブリデジタル通貨であることを知って利用する行為
  - (6) ふくアブリデジタル通貨等を偽造若しくは変造し、又は偽造若しくは変造されたふくアブリデジタル通貨等であることを知って利用する行為
  - (7) 前各号に該当する行為を援助又は助長する行為
  - (8) その他本規約に違反する行為
2. 前項各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると認められる行為を利用者が行った場合のほか、ふくアブリデジタル通貨等を不正に利用する行為等、発行者が不適切と判断する行為を利用者が行った場合又はそのおそれがあると発行者が認めた場合、発行者及び加盟店は、利用者によるふくアブリデジタル通貨等の利用を認めない場合があります。また、利用者が前項及び本項に違反した結果として損害を受けた場合であっても、発行者は一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者は、本規約に違反したことにより発行者に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとします。
4. 発行者は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

## 第8条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明及び保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない

者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること

- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行っていないことを表明及び保証するとともに、将来にわたって行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 発行者は、利用者が前二項の表明及び保証又は確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、利用者の保有するふくアブリデジタル通貨の残高について、失効させることができます。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、当該失効に起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

## 第9条（利用中止等）

1. 発行者は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に対し事前に通知することなく、ふくアブリデジタル通貨の発行及び利用の全部又は一部を停止又は中止することができます。この場合、利用者は、その保有するふくアブリデジタル通貨の全部又は一部を利用することができません。

- (1) 通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由

により、本システムを利用することができない場合

- (2) システムの保守・点検等により、本システムを停止することが必要又は適切と認める場合
  - (3) 利用者が本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合
  - (4) 利用者がふくアブリデジタル通貨等を違法若しくは不正に入手、利用した場合、又はそのおそれがある場合
  - (5) ふくアブリデジタル通貨の利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合
2. 発行者は、前項に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

#### 第10条（本規約の変更）

1. 発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更する場合には、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期をウェブサイト又はふくアブリへの掲載その他の発行者が適切であると判断する方法により周知するものとします。
2. 発行者は、前項に定める場合以外にも、本規約を変更することができます。この場合、発行者は利用者に対して発行者が適当と判断する方法により告知します。変更後の本規約は、本サービスの画面上に表示された時点で効力を生じるものとみなし、本規約の変更後に本サービスをご利用された場合は、変更後の本規約に同意されたものとみなし、利用者が未成年者等の場合は、法定代理人が同意したものとみなします。変更後の本規約に同意できない場合は直ちにサービスの利用を停止しなければなりません。
3. 本サービスはバージョンアップを行うことがあります、バージョンアップについての告知は利用者に対して、個別に行われるものではありません。バージョンアップが行われた本サービスについても、本規約が適用されます。

#### 第11条（権利義務の譲渡等）

利用者は、本契約上の地位又は権利義務を、第三者に対し、譲渡、担保設定、その他の処分をすることはできません。

## 第12条（連絡、通知）

本規約の変更に関する通知その他発行者から利用者に対する連絡又は通知は、ふくアブリ上の適宜の場所への掲示、その他発行者の定める方法で行うものとします。

## 第13条（発行者の免責）

発行者は、発行者の本契約に基づく債務の不履行（発行者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除きます。）又は発行者の債務の履行に際してされた発行者の不法行為（発行者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除きます。）により利用者に生じた損害については、当該利用者に対して発行したふくアブリデジタル通貨の残高を超えて責任を負いません。

## 第14条（準拠法、管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本契約に関する訴訟については、福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

## 別表

## ふくアプリデジタル通貨概要

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 1. | 名称     | [NEWSふくいキャンペーン]（はぴサイフ）  |
| 2. | 対象者    | 「NEWSふくい」をデジタルブックアプリで購読してアンケートフォームに回答した方                              |
| 3. | 有効期間   | 第2回：2026年1月9日<br>第3回：2026年5月6日  |
| 4. | 取得方法   | 「NEWSふくい」をデジタルブックアプリで購読した方の中から抽選を行い、当選者のふくアプリIDに対して付与する               |
| 5. | 発行額    | 2,910円（2,910ポイント）   |
| 6. | 利用可能店舗 | ふくアプリ加盟店（加盟店登録を行った福井県内の店舗に限る）   |
| 7. | 利用条件   | ふくアプリデジタル通貨使用取引において、ふくアプリデジタル通貨が不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができる |
| 8. | 払戻条件   | 発行者は、原則としてふくアプリデジタル通貨の払戻しは行いません                                       |
| 9. | 移転の可否  | 利用者は、ふくアプリデジタル通貨の残高を他の利用者に移転することはできません                                |

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 1. | 名称     | [路線バスを活用したモバイルスタンプラリー2025事業]<br>(はぴサイフ)   |
| 2. | 対象者    | ① 対象バス停に設置してあるスタンプを1個集めた方<br>② 対象バス停に設置してあるスタンプを5個集め、バス車内に設置してあるキーワードを入力し、応募した方 |
| 3. | 有効期間   | 2026年4月1日   |
| 4. | 取得方法   | 抽選を行い、当選者のふくアプリIDに対して付与する   |
| 5. | 発行額    | ① 100円（100ポイント）<br>② 2,000円（2,000ポイント）・5,000円（5,000ポイント）・10,000円（10,000ポイント）    |
| 6. | 利用可能店舗 | ふくアプリ加盟店（加盟店登録を行った福井県内の店舗に限る）   |
| 7. | 利用条件   | ふくアプリデジタル通貨使用取引において、ふくアプリデジタル通貨が不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができる           |
| 8. | 払戻条件   | 発行者は、原則としてふくアプリデジタル通貨の払戻しは行いません   |
| 9. | 移転の可否  | 利用者は、ふくアプリデジタル通貨の残高を他の利用者に移転することはできません  |

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 1. | 名称     | [路線バスを活用したモバイルスタンプラー事業]<br>(はぴサイフ)                                    |
| 2. | 対象者    | 対象バス停に設置してあるスタンプを5個集め、バス車内に設置してあるキーワードを入力し、応募した方                      |
| 3. | 有効期間   | 2026年3月31日  |
| 4. | 取得方法   | 抽選を行い、当選者のふくアプリIDに対して付与する   |
| 5. | 発行額    | 2,000円（2,000ポイント）・5,000円（5,000ポイント）・10,000円（10,000ポイント）               |
| 6. | 利用可能店舗 | ふくアプリ加盟店（加盟店登録を行った福井県内の店舗に限る）   |
| 7. | 利用条件   | ふくアプリデジタル通貨使用取引において、ふくアプリデジタル通貨が不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができる |
| 8. | 払戻条件   | 発行者は、原則としてふくアプリデジタル通貨の払戻しは行いません                                       |
| 9. | 移転の可否  | 利用者は、ふくアプリデジタル通貨の残高を他の利用者に移転することはできません                                |

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 1. | 名称     | [省エネ家電購入応援キャンペーン2025]（はぴサイフ）  |
| 2. | 対象者    | キャンペーン登録店舗で対象製品を購入された方  |
| 3. | 有効期間   | 2026年3月30日  |
| 4. | 取得方法   | キャンペーン登録店舗で対象製品を購入すると、ふくいはぴコインのチャージ券を進呈<br>利用者において当該チャージ券のQRコードを用いて取得する<br>チャージ券QR読み取り期限：2025年10月31日  |
| 5. | 発行額    | 対象製品によって異なる<br>・エアコン : 20,000円 (20,000ポイント)<br>・冷蔵庫 : 20,000円 (20,000ポイント)<br>・エコキュート : 40,000円 (40,000ポイント)<br>・ハイブリッド給湯器 : 40,000円 (40,000ポイント)<br>・エネファーム : 40,000円 (40,000ポイント) |
| 6. | 利用可能店舗 | ・チャージ券進呈店舗：ふくアプリ加盟店のうち、キャンペーン参加店舗（加盟店登録を行った福井県内の店舗に限る）<br>・決済利用可能店舗：ふくアプリ加盟店（加盟店登録を行った福井県内の店舗に限る）   |
| 7. | 利用条件   | ふくアプリデジタル通貨使用取引において、ふくアプリデジタル通貨が不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができる   |
| 8. | 払戻条件   | 発行者は、原則としてふくアプリデジタル通貨の払戻しは行いません   |
| 9. | 移転の可否  | 利用者は、ふくアプリデジタル通貨の残高を他の利用者に移転することはできません  |

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 1. | 名称     | [歩行から始める健康づくりプロジェクト事業 はぴウォーク<br>2025] (はぴサイフ)                         |
| 2. | 対象者    | 参加登録をし、歩行取組期間中に目標とした平均歩数を達成した方  |
| 3. | 有効期間   | オータムチャレンジ目標達成者：2026年3月29日   |
| 4. | 取得方法   | 参加登録時に登録した携帯電話番号に付随するふくアプリIDに対して付与する                                  |
| 5. | 発行額    | 現役世代 目標達成者：500円（500ポイント）<br>シニア世代 目標達成者：1,000円（1,000ポイント）             |
| 6. | 利用可能店舗 | ふくアプリ加盟店（加盟店登録を行った福井県内の店舗に限る）   |
| 7. | 利用条件   | ふくアプリデジタル通貨使用取引において、ふくアプリデジタル通貨が不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができる |
| 8. | 払戻条件   | 発行者は、原則としてふくアプリデジタル通貨の払戻しは行いません                                       |
| 9. | 移転の可否  | 利用者は、ふくアプリデジタル通貨の残高を他の利用者に移転することはできません                                |

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 1. | 名称     | [健康アプリ活用による歩行推進事業 はぴウォーク2025<br>南越前町民限定上乗せ] (はぴサイフ)                   |
| 2. | 対象者    | はぴウォーク2025（県事業）に参加登録をし、歩行取組期間中に目標とした平均歩数を達成した南越前町民                    |
| 3. | 有効期間   | オータムチャレンジ目標達成者：2026年3月28日   |
| 4. | 取得方法   | 利用者においてポイント取得用QRコードを用いて取得する   |
| 5. | 発行額    | 500円（500ポイント）   |
| 6. | 利用可能店舗 | ふくアプリ加盟店（加盟店登録を行った福井県内の店舗に限る）   |
| 7. | 利用条件   | ふくアプリデジタル通貨使用取引において、ふくアプリデジタル通貨が不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができる |
| 8. | 払戻条件   | 発行者は、原則としてふくアプリデジタル通貨の払戻しは行いません                                       |
| 9. | 移転の可否  | 利用者は、ふくアプリデジタル通貨の残高を他の利用者に移転することはできません                                |

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 1. | 名称     | [街路樹アンケート事業]（はぴサイフ）   |
| 2. | 対象者    | 福井県の街路樹に関するオンラインアンケートに回答した方   |
| 3. | 有効期間   | 2026年2月28日  |
| 4. | 取得方法   | 抽選を行い、当選者のふくアプリIDに対して付与する   |
| 5. | 発行額    | 100円（100ポイント）   |
| 6. | 利用可能店舗 | ふくアプリ加盟店（加盟店登録を行った福井県内の店舗に限る）   |
| 7. | 利用条件   | ふくアプリデジタル通貨使用取引において、ふくアプリデジタル通貨が不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができる |
| 8. | 払戻条件   | 発行者は、原則としてふくアプリデジタル通貨の払戻しは行いません                                       |
| 9. | 移転の可否  | 利用者は、ふくアプリデジタル通貨の残高を他の利用者に移転することはできません                                |

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 1. | 名称     | [ふくいアクティブライフスタイルプロジェクト事業]<br>(はぴサイフ)                                  |
| 2. | 対象者    | ① イベントに参加後、参加者アンケートにご回答いただいた方<br>② イベント終了後、数カ月後に届くアンケートにご回答いただいた方     |
| 3. | 有効期間   | 2026年2月25日  |
| 4. | 取得方法   | ① イベント会場にて抽選に参加し、当選したふくアプリIDに自動的に付与する<br>② 抽選を行い、当選者のふくアプリIDに対して付与する  |
| 5. | 発行額    | ①②それぞれ500円（500ポイント）   |
| 6. | 利用可能店舗 | ふくアプリ加盟店（加盟店登録を行った福井県内の店舗に限る）   |
| 7. | 利用条件   | ふくアプリデジタル通貨使用取引において、ふくアプリデジタル通貨が不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができる |
| 8. | 払戻条件   | 発行者は、原則としてふくアプリデジタル通貨の払戻しは行いません                                       |
| 9. | 移転の可否  | 利用者は、ふくアプリデジタル通貨の残高を他の利用者に移転することはできません                                |

|    |        |  |
|----|--------|--|
| 1. | 名称     | [福井県産米購入キャンペーン]（はぴサイフ）   |
| 2. | 対象者    | <p>① ふく育パスポート会員の世帯であり、対象期間に税込み1,000円以上の福井県産米（うるち精米・玄米）を購入し、申請した方</p> <p>② お米に関するオンラインアンケートに回答した方</p> |
| 3. | 有効期間   | <p>① 2025年9月 1日以降の申請：2026年 1月30日</p> <p>② 2026年 1月30日</p>  |
| 4. | 取得方法   | <p>① 申請した月の翌月中にふくアプリIDに対して付与する</p> <p>② 抽選を行い、当選者のふくアプリIDに対して付与する</p>                                |
| 5. | 発行額    | <p>① 1世帯・1回の申請につき1,000円（1,000ポイント）<br/>期間中最大5回申請可能であり、最大5,000円(5,000ポイント)</p> <p>② 100円（100ポイント）</p> |
| 6. | 利用可能店舗 | ふくアプリ加盟店（加盟店登録を行った福井県内の店舗に限る）  |
| 7. | 利用条件   | ふくアプリデジタル通貨使用取引において、ふくアプリデジタル通貨が不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができる                                |
| 8. | 払戻条件   | 発行者は、原則としてふくアプリデジタル通貨の払戻しは行いません  |
| 9. | 移転の可否  | 利用者は、ふくアプリデジタル通貨の残高を他の利用者に移転することはできません   |

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 1. | 名称     | [移住サポート促進事業]（はぴサイフ）   |
| 2. | 対象者    | 移住サポーター等が、移住サポート活動等を通じて新たに移住者を招致した方                                   |
| 3. | 有効期間   | ポイント付与後約3か月   |
| 4. | 取得方法   | 移住サポーター等および移住者双方のふくアプリIDに対して付与する                                      |
| 5. | 発行額    | 10,000円（10,000ポイント）   |
| 6. | 利用可能店舗 | ふくアプリ加盟店（加盟店登録を行った福井県内の店舗に限る）   |
| 7. | 利用条件   | ふくアプリデジタル通貨使用取引において、ふくアプリデジタル通貨が不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができる |
| 8. | 払戻条件   | 発行者は、原則としてふくアプリデジタル通貨の払戻しは行いません                                       |
| 9. | 移転の可否  | 利用者は、ふくアプリデジタル通貨の残高を他の利用者に移転することはできません                                |

|    |        |  |
|----|--------|--|
| 1. | 名称     | [交通安全クイズ]（はぴサイフ）   |
| 2. | 対象者    | 交通安全クイズに回答し、応募した方  |
| 3. | 有効期間   | ポイント取得年月（クイズ対象月）の3ヶ月後の19日  |
| 4. | 取得方法   | 交通安全クイズ実行委員（株式会社メディアミックス内）から各対象者に、ふくいはぴコインチャージ用URLをメールにて送付し、対象者において、当該URLからポイントを取得する |
| 5. | 発行額    | 500円（500ポイント）  |
| 6. | 利用可能店舗 | ふくアプリ加盟店（加盟店登録を行った福井県内の店舗に限る）  |
| 7. | 利用条件   | ふくアプリデジタル通貨使用取引において、ふくアプリデジタル通貨が不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができる                |
| 8. | 払戻条件   | 発行者は、原則としてふくアプリデジタル通貨の払戻しは行いません  |
| 9. | 移転の可否  | 利用者は、ふくアプリデジタル通貨の残高を他の利用者に移転することはできません   |

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 1. | 名称     | [地域活動スタート促進事業]（ボランティアポイントサイフ）   |
| 2. | 対象者    | ポイント付与対象のボランティアイベント参加者  |
| 3. | 有効期間   | ポイント取得日から約30日<br>※有効期間は開催されるボランティアによって異なります                           |
| 4. | 取得方法   | ポイント付与対象のボランティアイベント参加者が、開催場所に設置されたチャージ用QRを読み込み、ポイント取得する               |
| 5. | 発行額    | 500円（500ポイント）   |
| 6. | 利用可能店舗 | ふくアプリ加盟店（加盟店登録を行った福井県内の店舗に限る）   |
| 7. | 利用条件   | ふくアプリデジタル通貨使用取引において、ふくアプリデジタル通貨が不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができる |
| 8. | 払戻条件   | 発行者は、原則としてふくアプリデジタル通貨の払戻しは行いません                                       |
| 9. | 移転の可否  | 利用者は、ふくアプリデジタル通貨の残高を他の利用者に移転することはできません                                |

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 1. | 名称     | [学生コミュニケーション創出事業]（ハピBASEサイフ）  |
| 2. | 対象者    | 福井県内高等学校に在籍する高校3年生  |
| 3. | 有効期間   | 2026年12月31日   |
| 4. | 取得方法   | 福井県内高等学校から配布されたチラシのポイント取得用QR<br>を読み込み、ポイント取得する<br>読み取り期限：2026年1月31日   |
| 5. | 発行額    | 1,000円（1,000ポイント）   |
| 6. | 利用可能店舗 | ふくアプリ加盟店のうち、ハピBASE参加店舗（加盟店登録を行った福井県内の店舗に限る）                           |
| 7. | 利用条件   | ふくアプリデジタル通貨使用取引において、ふくアプリデジタル通貨が不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができる |
| 8. | 払戻条件   | 発行者は、原則としてふくアプリデジタル通貨の払戻しは行いません                                       |
| 9. | 移転の可否  | 利用者は、ふくアプリデジタル通貨の残高を他の利用者に移転することはできません                                |

## チャージ券に関する取扱い

|    |        |  |
|----|--------|--|
| 1. | 利用方法   | チャージ券に記載されたQRコードをスマートフォン等で読み取り、所定の操作を行うことによって、ふくアプリデジタル通貨に交換し、ふくアプリによって使用する。 |
| 2. | 有効期間   | チャージ券の発行者又は発行者が指定する第三者が指定する期間のとおりとする。  |
| 3. | 発行額    | チャージ券の券面又は電磁的記録に記載のとおりとする。   |
| 4. | 利用可能店舗 | ふくアプリ加盟店（加盟店登録を行った福井県内の店舗に限る）※ただし、別の定めを行う場合があります。                            |

## スタンプラリーに関する取扱い

|    |        |  |
|----|--------|--|
| 1. | 利用方法   | スタンプラリースポットに設置されたQRコードをスマートフォン等で読み取り、所定の操作を行うことによって、ふくアプリデジタル通貨に交換し、ふくアプリによって使用する。 |
| 2. | 有効期間   | 発行者又は発行者が指定する第三者が指定する期間のとおりとする。  |
| 3. | 発行額    | 発行者又は発行者が指定する第三者が指定する発行額のとおりとする。   |
| 4. | 利用可能店舗 | ふくアプリ加盟店（加盟店登録を行った福井県内の店舗に限る）※ただし、別の定めを行う場合があります。                                  |

## インスタントワインに関する取扱い

|    |        |  |
|----|--------|--|
| 1. | 利用方法   | インスタントワイン用のQRコードをスマートフォン等で読み取り、抽選に当選した場合に所定の操作を行うことによって、ふくアプリデジタル通貨に交換し、ふくアプリによって使用する。 |
| 2. | 有効期間   | 発行者又は発行者が指定する第三者が指定する期間のとおりとする。  |
| 3. | 発行額    | 発行者又は発行者が指定する第三者が指定する発行額のとおりとする。   |
| 4. | 利用可能店舗 | ふくアプリ加盟店（加盟店登録を行った福井県内の店舗に限る）※ただし、別の定めを行う場合があります。                                      |

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。